

2025 年 2 月

テクノロジー法ニュースレター No. 56

知的財産法ニュースレター No. 24

<AI Update>

AI 発明に対する特許付与について判示した知財高裁判決
—知財高判令和 7 年 1 月 30 日—（速報）

弁護士 殿村 桂司

弁護士 松崎 由晃

弁護士 近藤 正篤

1. はじめに

令和 7 年 1 月 30 日、知財高裁第 2 部において、特許権により保護される「発明」は自然人によってなされたものに限られるか等が争点となっていた事案につき、判決が言い渡されました（令和 6 年（行コ）第 10006 号）¹。

本判決は、上記争点に関し、知財高裁として初めて、AI 発明（人工知能（AI）が自律的にした発明）については現行特許法に基づき特許を付与することはできないとする判断を示しました。生成 AI の性能の飛躍的な向上や AI エージェントの発展等もあり、今後、発明の過程における AI の利用は益々活発に行われるようになることが想定されるため、本判決は重要な判断であると考えられます。本ニュースレターでは、この争点に関する本判決の判断の内容を紹介いたします。

2. 事案の概要

本件において、原告は、「フードコンテナ並びに注意を喚起し誘引する装置及び方法」に関する発明について、欧州特許庁における特許出願を優先権の基礎とする出願として、特許協力条約に基づき、国際出願を行い、その国内書面における発明者の氏名として「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載していました。なお、「ダバス（DABUS）」とは、Dr. Stephen Thaler が開発したとされる AI システム「Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience」の頭文字を取ったもので²、DABUS を発明者とする特許出願は、これまで日本以外の国及び地域においても行われています。

これに対し、特許庁長官は、原告に対し、発明者欄の氏名人を記載する補正を命じましたが（特許法 185 条の 5 第 2 項）、原告は、特許法という「発明」は AI 発明（自然人が介在することなく AI が自律的に生成した発明）を含むものであり、AI 発明に係る出願では発明者の氏名は必要的記載事項ではないことを理由にこれに応じなかつ

¹ 令和 7 年 2 月 12 日現在、本判決の判決書は、裁判所ホームページで公開されています。

(https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=93757)

² <https://www.taiyo-nk.co.jp/dabus/dabus01.html>

たことから、特許庁長官は、出願却下処分（以下「本件処分」といいます。）を行いました（同法 184 条の 5 第 3 項）。

そこで、原告は、本件処分に対し審査請求を行ったものの、特許庁により上記審査請求を棄却されたことから、東京地方裁判所に本件処分の取消訴訟を提起しました。

東京地判令和 6 年 5 月 16 日（令和 5 年（行ウ）第 5001 号）³（以下、単に「東京地裁判決」といいます。）は、「特許法に規定する『発明者』は、自然人に限られるものと解するのが相当である」と判示し、原告の主張を斥けたことから、原告（控訴人）は、同判決に対し、控訴を提起していました。

3. 本判決の概要

(1) 争点の認定について

知財高裁は、次の 2 点を、本件の争点として示しています。

争点 1：特許権により保護される「発明」は自然人によってなされたものに限られるか⁴

争点 2：国際特許出願に係る国内手続において、国内書面の「発明者の氏名」は必要的記載事項であるか

(2) 争点 1（特許権により保護される「発明」は自然人によってなされたものに限られるか）について

知財高裁は、特許法の性格（実体法及び手続法としての性格）を踏まえた上で、特許を受ける権利の発生及び原始的帰属に関する規定の解釈から、AI 発明については現行特許法に基づき特許を付与することはできないと判断しました。また、この争点に関連して、AI 発明について民法上の果実取得権に基づき特許を受ける権利を取得できるとの控訴人（原告）の主張も退けています。

ア 特許法の実体法及び手続法としての性格からみた判断⁵

(ア) 特許法の解釈

まず、知財高裁は、特許法 1 条、66 条 1 項を挙げた上で、「特許法は、特許権及び特許を受ける権利の実体的発生要件や効果を定める実体法であると同時に、特許権を付与するための手続を定めた手続法としての性格を有する」と判示しています。

次に、知財高裁は、特許法のうち『特許を受ける権利』の発生及びその原始帰属者について定めた規定」として、自然人が発明をした場合の原始的帰属について定めた特許法 29 条 1 項柱書と職務発明の場合の使用者等への原始的帰属について定めた 35 条 3 項を概観した上で、これらの条項以外には、『特許を受ける権利』の発生及びその原始帰属者について定めた規定…は存在しないから、特許法上、『特許を受ける権利』は、自然人が発明者である場合にのみ発生する権利である」と述べています。さらに、特許出願に関する各種書面において記載又は掲載されるものとされている「発明者の氏名」と、特許出願人、出願人又は特許権者についての「氏名又は名称」という文言を対比し、この観点からも、発明者が自然人であることを前提としていると判示しています。

知財高裁は、以上を踏まえて、次のとおり、特許法に基づき特許を受けることができる「発明」は、自然人が発明者となるものに限られる旨判示しています（下線及び太字による強調は、筆者によります。以下、同様です。）。

³ https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=92981 なお、東京地裁判決については、殿村桂司・松崎由晃・近藤正篤「AI の発明者性について判示した東京地裁判決—東京地判令和 6 年 5 月 16 日—（速報）」（テクノロジー法ニュースレターNo.49・知的財産法ニュースレターNo.17 合併号（2024 年 5 月））もご参照ください（最終アクセス：2025 年 2 月 12 日）。

⁴ これに対し、東京地裁判決では、本件の争点は、「特許法にいう『発明』とは、自然人によるものに限られるかどうか。」とされています。

⁵ 現行特許法は、自然人が発明者である発明について特許を受ける権利を認め、特許を付与するための手続を定めているから、（本件における人工知能（AI）を含む）権利能力のない存在を発明者とする発明について特許権を付与する余地がないこと。

そうすると、特許法は、特許を受ける権利について、自然人が発明をしたとき、原則として、当該自然人に原始的に特許を受ける権利が帰属するものとして発生することとし、例外的に、職務発明について、一定の要件の下に使用者等に原始的に帰属することを認めているが、これら以外の者に特許を受ける権利が発生することを定めた規定はない。また、同法に定める「特許を受ける権利」以外の権利に基づき特許を付与するための手続を定めた規定や、自然人以外の者が発明者になることを前提として特許を付与するための手続を定めた規定もない。したがって、同法に基づき特許を受けることができる「発明」は、自然人が発明者となるものに限られると解するのが相当である。

(イ) 控訴人（原告）の主張に対する判断

また、知財高裁は、控訴人（原告）の主張に対応する形で、次のとおり、権利能力のない存在を発明者とする「発明」について、特許法に基づく手続により特許権を付与する余地がない旨判示しています。

…特許法が予定している「特許を受ける権利」の解釈は、特許法 29 条 1 項柱書の文言、同法の他の規定の文言との整合性を検討した上でされるべきものであり、検討した結果、同項柱書にいう「発明をした者」が自然人をいうものと解される…

…

…特許法 2 条 1 項の規定する「発明」の定義（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの）中には、発明者が誰であるかという点は明示的に含まれてはいないけれども、特許法上、特許を受けるための手続については、これまで検討したとおり、権利能力のない存在を発明者とする発明について特許を付与するための手続は定められていない。したがって、仮に、原告が主張するように特許法上の「発明」の概念自体は自然人を発明者とする場合に限られないと解したとしても、権利能力のない存在を発明者とする「発明」について、同法に基づく手続により特許権を付与する余地がないことに変わりはない。

…

…特許法の解釈として、自然人が発明者となる発明の場合に特許を受ける権利の発生及び原始的帰属が限定されていると解すべき…

(ウ) 小括

そして、知財高裁は、小括として、争点 1（特許権により保護される「発明」は自然人によってなされたものに限られるか）について、次のとおり、AI 発明が特許法上の「発明」の概念に含まれるか否かについて判断するまでもなく、特許法に基づき AI 発明に特許を付与することはできない旨判示しています。

したがって、現行特許法は、自然人が発明者である発明について特許を受ける権利を認め、特許を付与するための手続を定めているにすぎないから、AI 発明については、同法に基づき特許を付与することはできない。

そうすると、AI 発明が特許法上の「発明」の概念に含まれるか否かについて判断するまでもなく、特許法に基づき AI 発明について特許付与が可能である旨の原告の主張は、理由がない。

イ 民法上の果実取得権に基づく特許を受ける権利の取得について

争点 1 に関連して、控訴人（原告）は、AI であるダバスを創作・管理する者として、民法上の果実取得権（善意の占有者（民法 189 条 1 項、205 条）又は所有者（民法 206 条、89 条 1 項）の果実取得権に基づき、本件出願に係る発明についての特許を受ける権利を有していると主張していました。これに対し、知財高裁は、次の 3 点を指摘して、控訴人（原告）の主張を退けました。

第 1 に、そもそも AI は有体物ではないため、所有権の対象とはならないとしました。

第 2 に、仮に AI の使用者が民法 205 条の規定にいう財産権を行使している者に該当すると考えた場合でも、「AI 発明について特許を受ける権利」は、「物の用法に従い収取する産出物」又は「物の使用の対価として受ける

べき金銭その他の物」(民法 88 条 1 項及び 2 項)のいずれにも該当しないとしました。その理由として、AI 発明について特許を受ける権利が発生する根拠規定自体が存在しないため、現行法上、これを財産権の行使に係る果実に該当するものと解することはできないとしています。

第 3 に、特許法が認めていない特許を受ける権利が民法の規定に基づいて発生すると解することはできず、本件において民法 89 条を適用又は準用することもできないとしました。

なお、この点に関し、東京地裁判決は、「同条(筆者注：民法 205 条が準用する同法 189 条)によっても、果実を取得できる者を特定するのは格別、果実を生じさせる特許権そのものの発明主体を直ちに特定することはできないというべきである。」と判示していたことから、判断のアプローチの違いが注目に値するものと考えられます。

(3) 争点 2 (国際特許出願に係る国内手続において、国内書面の「発明者の氏名」は必要的記載事項であるか)について

ア 「発明者の氏名」の必要的記載事項性について

知財高裁は、特許法 184 条の 5 第 1 項柱書及び 2 号、同条 2 項柱書及び 3 号、特許法施行規則 38 条の 5 第 1 号の規定によれば、国際特許出願に係る国内手続において、国内書面の「発明者の氏名」は必要的記載事項として規定されていると判示しました。

その上で、「AI 発明の出願において、発明者の氏名は必要的記載事項ではない」との控訴人(原告)の主張に対し、次のとおり判示しました。

…原告の主張は、権利能力のない存在が行った AI 発明について、特許法上、特許を付与することができるかと解することを前提とするものであって、この前提において誤っている…

…

現行特許法上、発明者は自然人であることが前提とされている以上、出願書類等に記載すべき「発明者の氏名」が自然人であることは当然の論理的帰結である。

イ 原告が指摘する実務上の問題点について

控訴人(原告)は、発明者の氏名を必要的記載事項とした場合の実務上の問題点として、①発明者でない自然人を発明者として記載した出願(冒認出願)の増加を招くこと、②そのような冒認出願に係る AI 発明の特許については、冒認を理由とする無効審判の請求権者である利害関係人が存在せず、無効とならないことを指摘していました。

これに対し、知財高裁は、次のとおり判示し、控訴人(原告)の主張は、自然人を発明者とする発明についてのみ特許付与が可能であるとの解釈を変更する理由にはならないと結論付けました。

原告が指摘するこれらの問題は、AI 発明の存在を前提としていない現行法の問題点の一つといえるが、発明者の氏名欄の記載を必要的記載事項でないと解すれば解決するものではない…

原告指摘の冒認出願については、特許の拒絶の査定をする理由になる(特許法 49 条 7 号)ほか、侵害訴訟において特許無効の抗弁として主張することは可能である(同法 104 条の 3 第 1 項、3 項)。

AI 発明において同法 123 条 2 項の利害関係人(特許を受ける権利を有する者)として同条 1 項 6 号に該当することを理由に特許無効審判を請求する者が存在しないとしても、それは現行法が予定していなかった事態が生じたというだけで、特許法上、自然人を発明者とする発明についてのみ特許付与が可能である旨の前記解釈を変更する理由にはならない。

4. 東京地裁判決と本判決の比較

本件に関し、東京地裁は、「発明者」という概念について、知的財産基本法、特許法の各規定、及び、特許法にお

ける「発明者」に AI が含まれると解した場合の不都合性などの諸般の事情を考慮した上で、「特許法に規定する『発明者』は、自然人に限られるものと解するのが相当である。」と判示し、この解釈を前提に、発明者として自然人の氏名の記載を欠く本件国内書面には形式要件違反があるとして、本件処分を適法と判断していました。

これに対し、本判決における知財高裁の判断には、以下の特徴が見られます。

すなわち、知財高裁は、特許法の手続法としての性格に着目し、現行特許法は自然人が発明者である発明について特許を受ける権利を認め、特許を付与するための手続を定めるものであると判示した上で、

- ① これを理由として、(本件における人工知能 (AI) を含む) 権利能力のない存在を発明者とする発明について特許権を付与する余地がないとの判断を導いています⁶。
- ② また、特許法 29 条 1 項柱書にいう「発明をした者」が自然人をいうものと解されると述べています。
- ③ さらに、(自然人が発明者であることが前提とされていることの) 当然の論理的帰結として、必要的記載事項である「発明者の氏名」は自然人となると述べています。

これらの判断は、いずれも注目に値するものと考えられます。

5. おわりに

本判決は、東京地裁判決においても同様の言及が見られたとおり、AI 発明に特許権を付与するか否かは、発明者が自然人であることを前提とする現在の特許権と同内容の権利とすべきかを含め、AI 発明が社会に及ぼすさまざまな影響についての広汎かつ慎重な議論を踏まえた、立法化のための議論が必要な問題であって、現行法の解釈論によって対応することは困難であり、立法政策についての議論の中で検討されるべき問題であるとの認識を示しています。

AI と発明を巡っては、あくまで AI を利用する自然人が「発明者」となることを前提に、発明の過程で AI を利用した場合でも特許の要件を満たすか否かも一つの論点ですが、本判決は、AI が自律的に行った発明についての特許付与の可否が問われたものであり、注目に値します。

どのような場合に AI が「自律的」に発明をしたと言い得るかはケースバイケースの判断になりますが、生成 AI の性能の飛躍的な向上や AI エージェントの発展等もあり、今後、発明の過程における AI の利用は益々活発に行われるようになることが想定されます。日本においても、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」という特許法の目的も踏まえ（若しくは、そのような目的を維持するか否かも含めて）、AI が自律的に発明した発明の保護の要否・方法等についてあらためて検討し、明確なルール形成を速やかに行うことが期待されます。

2025 年 2 月 14 日

⁶ また、その過程において、特許法における「発明」の概念自体が自然人を発明者とする場合に限られるか否か（ひいては AI 発明が特許法における「発明」に含まれるか否か）について明示的に言及しない判断を避けている点も、注目に値するものと考えられます。

[執筆者]

**殿村 桂司**（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

TMT（Technology, Media and Telecoms）分野を中心に、M&A・戦略的提携、ライセンス・共同開発その他の知財関連取引、テクノロジー関連法務、ベンチャー投資・スタートアップ法務、デジタルメディア・エンタテインメント、ゲーム、テレコム、宇宙、個人情報・データプロテクション、ガバナンスなど企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

2018年～2019年 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」検討会作業部会構成員。2023年～自民党デジタル社会推進本部「AIの進化と実装に関するプロジェクトチーム」ワーキンググループメンバー

日本経済新聞社の2024年「企業法務税務・弁護士調査」のAI・テック・データ分野にて第1位に選出。国際的にもALBのAsia Super 50 TMT Lawyers 2024のほか、Chambers Asia-Pacific、Legal 500 Asia Pacific等の国際的な評価媒体においても日本のTMT分野等でBand 1等に出選されている。

**松崎 由晃**（弁護士）

yoshiteru_matsuzaki@noandt.com

システム開発やソフトウェアライセンス取引などの伝統的なIT取引、AIサービス、自動運転、MaaS、デジタルプラットフォームに関する法律問題への助言やサイバーセキュリティを含むテクノロジー関連法務、スタートアップ法務、テレコムなど企業法務全般に関するアドバイスを提供している。2006年東京藝術大学美術学部卒業、2009年上智大学法科大学院修了、2011年～2017年日本アイ・ビー・エム株式会社勤務。2017年長島・大野・常松法律事務所入所。2023年 University of California, Berkeley, School of Law 卒業（LL.M., Law & Technology Certificate and Business Law Certificate）

**近藤 正篤**（弁護士）

masahiro_kondo@noandt.com

2011年早稲田大学法学部卒業、2013年早稲田大学大学院法務研究科修了。2014年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2020年 University of Leeds 卒業（Intellectual Property Law LL.M.）。2023年4月から都内私立高校で情報Iの非常勤講師も担当。企業法務全般に従事するとともに、国内外における知的財産（特許、商標、意匠、著作権、不正競争防止法（商品等表示等））に関する紛争（仮処分、訴訟、審判等）、営業秘密の不正取得に関する紛争（刑事告訴、証拠保全、訴訟等）、個人情報の不正流出に関する危機管理対応（訴訟対応を含む）、知的財産権の侵害・有効性鑑定、ライセンス契約書の作成等について多くの経験を有する。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]



殿村 桂司（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

企業買収（M&A）取引・知財関連取引を中心に企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT 業界の案件にも幅広い経験を有しているほか、シェアリング・エコノミー、Fintech、IoT、AI などテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件も数多く取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

（*提携事務所）

NO&T Technology Law Update 〜テクノロジー法ニュースレター〜の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_technology/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等
につきましては、<newsletter-technology@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメー
ルアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませ
うお願いいたします。